

平成 28 年 1 月より

公共債等の税制が 大幅に改正されます！

公共債等の税制の変更点

- ▶ 公共債（国債・地方債）および公社債投資信託の利子や分配金、売買や償還に係る損益が、上場株式等の売買損益や配当金等と通算できるようになります。（注1・2）
- ▶ 公共債・公社債投資信託が特定口座の対象となります。
- ▶ 公共債・公社債投資信託の売買益が申告分離課税の対象となります。



（注1）公社債投資信託は、当行の取扱商品ではMMFが該当となります。

（注2）上場株式等は、当行の取扱商品では株式投資信託が該当となります。

（注3）復興特別所得税は考慮しておりません。

公共債等について確定申告が必要となる場合が生じます。

平成 28 年 1 月より公共債等（公社債投資信託を含みます。以下同じ。）の利子・分配金や譲渡益、償還益の課税方式が申告分離課税になるため、公共債等を保有するお客様は、確定申告が必要となる場合が生じます。

確定申告をしないと・・・

税務署に支払調書が届きますので、申告漏れとなる場合があります。

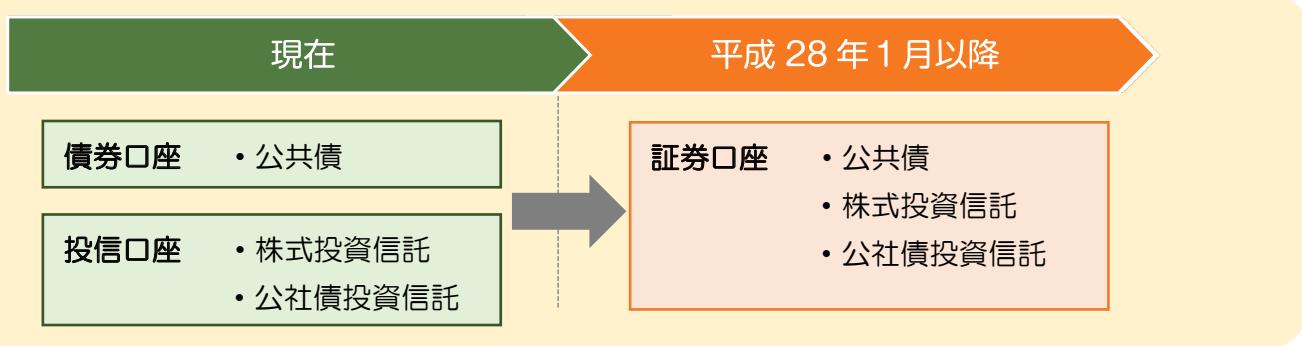
- ▶ 「特定口座」をご利用いただくことで、当行がお客様に代わって、公共債等や上場株式等の譲渡損益や利子、分配金を計算し、損益計算を行います。
- ▶ 現在保有されている公共債等についても、取得日および取得価額が判明しているものは特定口座への受入れが可能になります。
- ▶ 「特定口座 源泉徴収あり口座」をご利用いただく場合、当行が損益計算と源泉徴収を行いますので、煩雑な確定申告の手続きを不要とすることができます。



公共債等の税制改正に伴い、 「債券口座」と「投信口座」を

証券口座とは

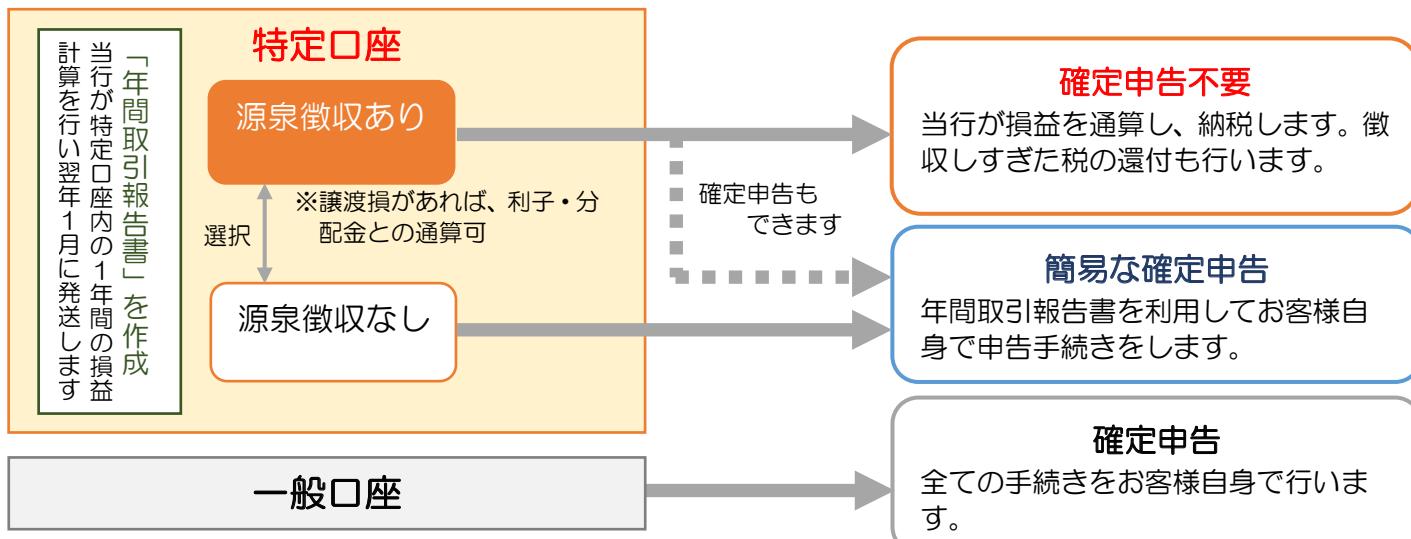
「証券口座」とは、「債券口座」でお預りしている公共債（国債・地方債）と「投信口座」でお預りしている投資信託（株式投資信託・公社債投資信託）の両方をお預りする口座です。



- ・「証券口座」への移行にかかるお手続きはございません。
- ・「証券口座」への統合により「債券口座」または「投信口座」のどちらかの口座のみを開設していた場合であっても、未開設口座の商品のお取引が可能となりました。
- ・「債券口座」「投信口座」の指定預金口座が異なるお客様は、指定預金口座を同一にしていただく必要があります。

特定口座とは

「特定口座」とは、株式投資信託および平成 28 年以降、公共債・公社債投資信託について、当行がお客様に代わってその譲渡損益や利子・分配金等を計算し、確定申告の煩雑な手続きや負担を軽減するための仕組みです。



平成 28 年 1 月より

「証券口座」に統合します。

お手続きのご案内

現在ご利用いただいているお取引口座の種類によってお手続きが異なります。

1. 「債券口座」のみご利用のお客様 ※「投信口座」を利用されていない場合

平成 27 年中に「特定口座」をご開設ください。

現在お預りしている公共債等について、「特定口座」への組入れを希望される場合は、本年中に「特定口座」開設のお手続きをお願いします。

2. 「投信口座」と「債券口座」をご利用のお客様

■「特定口座」をご利用のお客様

別途、お手続きはございません。

平成 28 年 1 月 1 日時点でお預りしている公共債等は、原則、「特定口座」へ組入れさせていただきます。
※お預り状況により、特定口座に組入れできない場合があります。

■「特定口座」を利用されていないお客様

平成 27 年中に「特定口座」をご開設ください。

現在お預りしている公共債等について、「特定口座」への組入れを希望される場合は、本年中に「特定口座」開設のお手続きをお願いします。

※現在、一般口座でお預りしている株式投資信託は、特定口座へ組入れることはできません。

3. 「投信口座」のみご利用のお客様 ※「債券口座」を利用されていない場合

■「特定口座」をご利用のお客様

別途、お手続きはございません。

■「特定口座」を利用されていないお客様

平成 27 年中に「特定口座」をご開設ください。

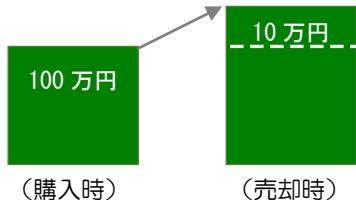
現在お預りしている公社債投資信託について、「特定口座」への組入れを希望される場合は、本年中に「特定口座」開設のお手続きをお願いします。

※現在、一般口座でお預りしている株式投資信託は、特定口座へ組入れることはできません。

平成28年以降の課税方式

公共債を平成27年中に売却した場合と平成28年以降に売却した場合では、売却損益についての課税方式が異なります。

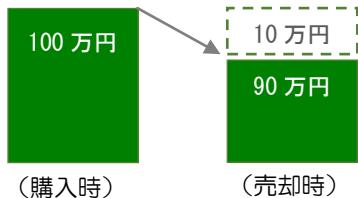
<購入価額100万円、売却価額110万円 売却益が10万円発生した場合>



課税方式	
平成27年中に 売却した場合	売却益は全額非課税
平成28年以降に 売却した場合	売却益に対して 20%の申告分離課税*

*復興特別所得税は考慮しておりません。

<購入価額100万円、売却価額90万円 売却損が10万円発生した場合>



課税方式	
平成27年中に 売却した場合	売却損は 課税上ないものとみなされる
平成28年以降に 売却した場合	売却損を上場株式等の売却損益や 配当金等と損益通算できる また確定申告することで損失の 繰越控除が可能

<その他>

平成27年12月末までに公共債を売却し、直ちに再取得する取引（いわゆるクロス取引）をした場合も売却益は非課税となり、再取得した公共債を平成28年以降に売却する際は、再取得した価格が取得価額となります。ただし、売却の際と再取得の際にそれぞれの価格が異なることにより、差額費用が生じます。

- 当資料は、近年の税制改正等を反映して作成したものですが、内容の正確性や完全性を保証するものではありません。
- 当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。

詳しくは、お取引店の窓口までお気軽にお問合せください。

商号等 : 株式会社清水銀行
登録金融機関 : 東海財務局長（登金）第6号
本店所在地 : 静岡県静岡市清水区富士見町2番1号
加入協会 : 日本証券業協会